ዹ 貨物概要

表面がチークのブロックボードの四面にさねはぎ加工を施した床材。

底部を長さ方向に 1 mm幅に溝付け(表面から 6 mmの深さまで。150 mm間隔。) し、その溝を含めた底部全体に 2 mm厚の白色ゴムを貼っているもの。

サイズ:幅90 mm×厚さ15 mm×長さ450~1500 mm

→ 分類

関税率表第 4418.99 号-2-(2)(統計番号 4418.99-222)のその他の床用パネル

→ 分類理由

底部の加工について、溝付けは床材の反りを防止するためのもの、ゴム貼りは表面が平面でないコンクリートに対してなじみを良くして直接施工するためのものであり、国内分類例規第 44.18 項の 1 の(2)のハに規定する「建築物の部分として固有の形にしたもの及び固有の加工を施したもの」に該当し、用途が建築用に限られることが物品自体に具現されているものと認められますので、上記のとおり分類されます。

^ ^

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と 異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、 文書による事前教示をご利用下さい。)